

**長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例第5条に規定する
事業の実施を制限する区域と期間（概要）**

区 域	期 間	対象市町村 (長野県住宅宿泊事業の適正な実施 に関する条例施行規則で規定)
<p>1 学校等の周辺の静穏な環境の維持・防犯 <区域>学校等の敷地から概ね100m以内の区域 <指定>全県一律(ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能)</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日及び学校等の長期休業期間を除く。)</p>	<p>【全て解除の市町村】 根羽村、売木村、豊丘村、小谷村、小布施町 【一部解除の市町村】 下諏訪町、宮田村 <u>(規則別表第7第1項)</u></p>
<p>2 学校等以外の施設における児童の学習等の環境の保持 <区域>社会教育施設など学校等に準ずる施設の敷地から概ね100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○児童厚生施設・図書館 ⇒開所日・開館日 ○公民館その他の施設 ⇒施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 長野市、諏訪市、中野市、大町市、茅野市、千曲市、安曇野市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、長和町、青木村、下諏訪町、原村、南箕輪村、大鹿村、木曾町、生坂村、朝日村、池田町、山ノ内町 <u>(規則別表第1及び2)</u></p>
<p>3 医療・福祉施設における静穏な環境の保持 <区域>医療提供施設・社会福祉施設の敷地から概ね100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 小諸市、茅野市、軽井沢町、御代田町、長和町、青木村、木曾町、池田町 <u>(規則別表第3)</u></p>
<p>4 住居専用地域における静穏な環境の維持 <区域>住居専用地域 <指定>全県一律(ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能)</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日を除く。)</p>	<p>【解除する市町村】 松川町、小布施町 <u>(規則別表第7第2項)</u></p>
<p>5 住宅団地等における静穏な環境の維持 <区域>住居専用地域に準ずる区域として、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日を除く。)</p>	<p>【指定する市町村】 安曇野市、軽井沢町、御代田町 <u>(規則別表第4)</u></p>
<p>6 別荘地等における静穏な環境の維持 <区域>別荘地などで、騒音等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 茅野市、川上村、青木村、木曾町 <u>(規則別表第5)</u></p>
<p>7 交通の混雑等による生活環境の悪化の防止 <区域>冬季におけるスキー場周辺など交通の混雑等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>	<p>上田市、茅野市、軽井沢町、白馬村、山ノ内町、野沢温泉村 (白馬村及び野沢温泉村は、家主居住型の場合は制限しない) <u>(規則別表第6)</u></p>

※ 4～6の制限は、届出住宅に、家主が居住する場合や管理者が常駐する場合には、適用しない。

※ 1、4及び5の期間は、市町村の申出に基づき、規則で定めるところにより、緩和することができる。